

# 平成30年第13回弘前市教育委員会会議録

日時 平成30年9月3日(月)

午後1時

場所 岩木庁舎2階会議室3

## ◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期決定
- 5 議案の審議  
議案第30号 教育財産の取得申出について  
議案第31号 教育財産の取得申出について  
議案第32号 旧第五十九銀行本店本館保存活用計画策定検討委員会運営規則案  
議案第33号 弘前市文化財審議委員の委嘱について
- 6 閉会宣告

## ◇付議事件

議事日程に同じ

## ◇出席委員

1番 吉田 健 委員、2番 高木 恵美子 委員、3番 村谷 要 委員、  
5番 前田 幸子 委員

## ◇欠席委員

4番 澤田 美彦 委員

## ◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 野呂 忠久、理事兼学校教育推進監 奈良岡 淳、  
教育政策課長 菅野 昌子、学校づくり推進課長 三上 善仁、  
学務健康課長 中田 和人、学校指導課長 木村 文宣、  
教育センター所長 三上 文章、生涯学習課長 戸沢 春次、  
博物館長補佐 佐藤 弘道、文化財課長 成田 正彦  
学務健康課主事 信田 洋平

## ◇出席事務局職員

教育政策課長補佐 福士 智広、教育政策課総務係長 鳴海 貴幸

午後1時 開会

○教育長（吉田 健） これより、平成30年第13回弘前市教育委員会会議を開会いたします。ただいまの出席者数は4名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

会議録署名者に2番高木恵美子委員と3番村谷要委員を指名いたします。

会期は本日一日としたいと思っておりますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認め、会期は本日一日といたします。本日の案件は、議案が4件となっております。

・議案第30号について

○教育長（吉田 健） それでは、議案第30号教育財産の取得申出について、事務局から説明をお願いします。

○学務健康課長（中田和人） 議案第30号教育財産の取得申出についてご説明します。提案理由は、小・中学校で使用する暖房器具の老朽化に伴い更新しようとするものです。内容は、FF式ストーブ123台のうち小学校分が84台、中学校分が39台、予定額が19,840,680円で、そのうち小学校分が13,431,960円、中学校分が6,408,720円となっております。この学校の内訳は、小学校16校と中学校6校となっております。以上です。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対しましてご質問等ございませんか。

○5番（前田幸子委員） 確認ですが、小学校も中学校も同じ機種なのかということと、同じ機種だとして金額の差が何からくるものなのか、説明をお願いします。

○学務健康課長（中田和人） まずメーカーはサンポットかコロナを想定しております。学校の教室の大きさにより、暖房能力で何畳用とかそれが若干違ってきます。その辺の違いから金額も変わってきます。

○教育長（吉田 健） ほかにご質疑等ありませんか。

○教育長（吉田 健） それでは議案第30号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって議案第30号は可決されました。

・議案第31号について

○教育長（吉田 健） それでは、議案第31号教育財産の取得申出について、事務局から説明をお願いします。

○学務健康課長（中田和人） 議案第31号教育財産の取得申出についてご説明いたします。提案理由は、小・中学校で使用する除雪機を老朽化に伴い更新しようとするもの

であります。除雪機の内訳ですが、除雪機6台のうち小学校が5台、中学校が1台、予定額が7,040,520円のうち小学校分が5,867,100円、中学校分が1,173,420円となっております。

- 教育長（吉田 健） ただいまの説明に対しましてご質問等ございませんか。
- 5番（前田幸子委員） 確認ですが、各校除雪機は必ず1台ですか。
- 学務健康課長（中田和人） 更新時期が過ぎていても、まだ安全に動くものについては、操作できる人がいて、持てるのであれば2台の学校もあります。
- 5番（前田幸子委員） 最高2台ということですね。他に、今までと比べて機械の部分で安全性が良くなったとかありますか。また、除雪は危険な作業ですので、目立つ方がよいと思うのですが、色は何色なのでしょう。
- 学務健康課長（中田和人） 安全性の部分では、手を離すとすぐ止まるようになっていきますので、そこが一番大きいと思います。製品によって色は様々ありますが、主に赤か青です。特に色について仕様書で指定はしておりません。
- 2番（高木恵美子委員） 大きさはどれくらいなのでしょう。
- 学務健康課長（中田和人） 一般の家庭で使っているのよりは、一回り大きいです。
- 教育長（吉田 健） 小屋で保管しなければいけないですね。夏場の保管というのは大変になるのではないですか。
- 学務健康課主事（信田洋平） 各学校に小屋がありますので、そこで保管しております。
- 教育長（吉田 健） 前の機種も同じくらいの大きさなのですか。
- 学務健康課主事（信田洋平） 性能に関しては、同等品で更新しています。
- 教育長（吉田 健） ほかにご質疑等ありませんか。
- 教育長（吉田 健） それでは議案第31号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって議案第31号は可決されました。

#### ・議案第32号について

- 教育長（吉田 健） それでは、議案第32号旧第五十九銀行本店本館保存活用計画策定検討委員会運営規則案について、事務局から説明をお願いします。
- 文化財課長（成田正彦） 議案第32号旧第五十九銀行本店本館保存活用計画策定検討委員会運営規則案について説明します。提案理由は、旧第五十九銀行本店本館保存活用計画策定検討委員会の運営について、条例で定めるもののほか、必要な事項を規定するため、規則を制定しようとするものであります。

本件に係る検討委員会の目的は、重要文化財としての保存と、さらなる多様な活用を図るため、保存活用計画を策定しようとするものであります。委員会の委員につきましても、歴史、文化財建造物、町づくりに関する学識経験のある者、観光に関する関係団体の長の推薦を受けた者、そして公募による市民の5人で構成するものです。

それでは、規則案についてご説明いたします。第1条は趣旨を、第2条は委員が欠

けた場合の任期と再任、第3条は委員長、副委員長等の委員会の組織、第4条は会議の開催、第5条は庶務、第6条は委任について定めるものです。また附則には1に施行日、2に最初の会議は教育委員会が招集することを規定するものであります。

○教育長(吉田 健) それでは、ただいまの説明に対しましてご質問等ございませんか。

○教育長(吉田 健) この人選というのは、ある程度目途はたっているものですか。

○文化財課長(成田正彦) 町づくりとか歴史、文化財建造物は専門的な部分ですので、弘前大学の先生を中心に、現在準備作業を進めております。

○教育長(吉田 健) 専門家を推薦するという形でお願いするということですが、よろしいでしょうか。

○教育長(吉田 健) それでは議案第32号を可決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

○教育長(吉田 健) ご異議ないものと認めます。よって議案第32号は可決されました。

・議案第33号について

○教育長(吉田 健) それでは、議案第33号弘前市文化財審議委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

○文化財課長(成田正彦) 議案第33号弘前市文化財審議委員の委嘱について説明します。提案理由は、弘前市文化財審議委員の任期満了に伴い、弘前市文化財保護条例第7条の規定により、新たに委員を委嘱しようとするものです。

委員は8名で、全員再任となります。任期は平成30年10月1日からの2年間となります。定数及び任期は、弘前市文化財保護条例により10人以内、2年と規定されています。任務は、文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べ、及びその職務を行うために必要な調査研究を行うものであります。具体的には、文化財として指定に値するかの判断と調査等となります。この期間での指定につきましては、武家住宅の平川家住宅と堂ヶ平経塚の指定というものが、案件となり指定したものです。

次に、弘前市附属機関の設置及び運営に関する指針第7条の選任に係る留意事項に該当するものの、特に知識と経験を有し他に適任者がいない特別な事情への該当者について説明します。福井委員は、4以内とする委員重複に対し、6の委員を兼務し、また在任期間が10年以内に対し21年目、市職員は選任しないの3項目に該当しております。福井委員は青森県文化財保護審議会の委員で、当市の歴史の中心となる近世史を中心に、中世そして近代に至る幅広い分野にも精通し、実際に見ております。また、当市の歴史の骨格となる弘前市史も執筆されており、現時点では、当市の幅広い時代そして種類を有する文化財の歴史的価値判断が可能な委員であり、他に適任者がいないと言えます。

次に、岩瀬委員は、在任期間が10年以内に対し15年目となります。樹木医として、保護、管理に関する知識と経験を有しており、現時点では他に委員として適任者

はいないと判断しております。

岡田委員は、同じく在任期間が10年以内に対し13年目となります。青森県文化財保護審議会の委員でもあり、県史の執筆にも携わるなど、県内の文化財建造物の保護に関しては第一人者であり、他に適任者はいないものです。

山田委員は、同じく在任期間が10年以内に対し13年目となります。青森県文化財保護審議会委員でもあり、県史執筆や県内の民族の調査と研究を長年実施されており、この分野においては、他に適任者はいないものです。

関根委員は、4以内とする委員重複に対し6の委員を兼務し、また在任期間が10年以内に対し11年目となります。関根委員は歴史の中でも特に考古学を専門とされており、県史の執筆や遺跡の調査、研究に多くの実績を有します。平成28年には、日本考古学協会大賞を受賞するなど他に適任者はいないものです。

- 教育長（吉田 健） ただいまの説明に対しましてご質問等ございませんか。
- 5番（前田幸子委員） 小松勇さんの備考に書かれている、この方の正式名称について、非常に長い役職名ですが簡単に言えば何ですか。
- 文化財課長（成田正彦） 以前は工業試験場でこのような名称になりました。もし短縮するとすれば、弘前市工業研究所となると思います。
- 5番（前田幸子委員） 今お話し頂いたように専門性が高いということで、一般の公募者は採用しないということですね。
- 文化財課長（成田正彦） 歴史の価値づけをするという分野ですので、専門性の高い人のみでの構成となります。
- 5番（前田幸子委員） 10人以内の8名ですが、専門分野が沢山あるかと思いますが、専門分野の中でもう少しこの分野があればとか、不足している分野はないのですか。
- 文化財課長（成田正彦） 当市の歴史を振り返って文化財指定の件数を見ると、やはり一般的な近世史、歴史の分野と、後は建造物、県内東北の中でも非常に多い文化財指定されているものが多いことから考えますと、歴史と建造物の分野については、2名ずつの方が良いと考えております。現在歴史については2人おりますが、建造物については、1人しかいないという状況です。こちらの分野については、適任者がいましたら、増員したいと考えております。
- 5番（前田幸子委員） 是非よい方法で考えて頂ければと思います。
- 教育長（吉田 健） 内山さんは地方公務員ということで忙しいと思うのですが、仙台に在住で、交通の便とかは大丈夫なんでしょうか。
- 文化財課長（成田正彦） 日程調整につきましては、2カ月程前から十分調整をして仙台の内山館長さんに出席頂けるような日程で開催しています。
- 教育長（吉田 健） 前回まで4回ということで高い出席率ですから、そここのところの配慮をお願いします。
- 教育長（吉田 健） ほかにご質疑等ありませんか。
- 教育長（吉田 健） それでは議案第33号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって議案第33号は可決されました。

○教育長（吉田 健） 以上で、本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、平成30年第13回弘前市教育委員会会議を閉会いたします。

午後1時20分閉会

---

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育政策課総務係長 鳴海 貴幸

弘前市教育委員会

教育長 吉田 健

署名者 高木 恵美子

署名者 村谷 要